

時津町訪問型サービスB事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、時津町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年告示第2号。以下「要綱」という。）第3条に規定する訪問型サービスB事業（以下「B事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において引用する用語の意義は、要綱第2条の規定に定めるところによる。

(実施主体)

第3条 B事業の実施主体は、時津町とし、当該事業を実施するため、時津町生活支援サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置する。ただし、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等に委託して行うものとする。

(事業の目的)

第4条 B事業の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力をいかした自立に向けた支援を行う。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。
- (3) 高齢者等が生活支援サポーターとして活動することにより、自身の生きがいづくり、社会参加及び介護予防となる仕組みづくりを行う。

(事業の内容)

第5条 B事業において実施する訪問型サービスの内容は、別表第1のとおりとし、利用者の介護予防ケアマネジメント等の内容に応じて、生活支援サポーターが当該利用者に各サービスを行うものとする。

(対象者)

第6条 B事業の対象者は、要綱第4条に規定する対象者（以下「利用者」という。）とする。

2 B事業において実施する訪問型サービス内容ごとの利用者は、別表第1のとおりとする。

(利用料)

第7条 B事業において実施する訪問型サービスの利用料は、要綱第7条の規定に定めるところによる。

(利用者負担額)

第8条 前条の利用に際しては、利用者は別表第1に定める利用者負担額を負担する。

(サポートセンターの業務内容)

第9条 サポートセンターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 生活支援サポーターの募集及び登録受付
- (2) 生活支援サポーターの派遣調整等
- (3) 生活支援サポーターの活動実績の確認
- (4) 生活支援サポーター間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 生活支援サポーターに必要な知識を付与するための講習会の開催
- (6) B事業の普及啓発を目的とする広報活動
- (7) 利用者負担額の受領
- (8) 関係機関との連絡調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか、B事業の目的を達成するために必要な業務（アドバイザーの設置）

第10条 前条の業務を行うため、サポートセンターにアドバイザーを置く。
（業務時間）

第11条 サポートセンターの業務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
（休業日）

第12条 サポートセンターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
（生活支援サポーター登録の対象者）

第13条 生活支援サポーターの登録の対象となる者は、B事業の趣旨を十分に理解し、活動を希望する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 時津町に住所を有する60歳以上の者
- (2) 町が指定した講習を受講した者

2 前項の規定に関わらず、町長が認めた場合には、生活支援サポーターの登録の対象者とすることができる。

（生活支援サポーターの登録等）

第14条 生活支援サポーターの登録を希望する者は、時津町生活支援サポーター登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、生活支援サポーターとして登録した場合には、時津町生活支援サポーター登録証（様式第2号）及び別に定める時津町生活支援サポーター手帳（以下「サポーター手帳」という。）の交付を行うものとする。

3 町長は、生活支援サポーターとして登録を認めない場合には、時津町生活支援サポーター登録却下決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（生活支援サポーター登録の取消し及び抹消）

第15条 町長は、生活支援サポーターが次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、生活支援サポーターの登録を取り消すものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 公序良俗に反する行為を行ったとき。

(3) 第 13 条に規定する生活支援サポーター登録の対象者の要件に該当しなくなったとき。

- 2 生活支援サポーターは、当該生活支援サポーターの登録を抹消しようとするときは、時津町生活支援サポーター登録抹消届出書（様式第 4 号）を町長に提出するとともに、時津町生活支援サポーター登録証を速やかに返還しなければならない。

（生活支援サポーターポイントの付与）

第 16 条 第 9 条第 3 号の規定による生活支援サポーターの活動実績の確認において、サポーター手帳にスタンプを押し、生活支援サポーターポイントを付与するものとする。

（補償）

第 17 条 サポートセンターは、生活支援サポーターの活動中に生じた事故等による損害の賠償等に対処するため、補償保険に加入するものとする。

（個人情報の保護）

第 18 条 第 3 条の規定によりサポートセンターの運営を受託した社会福祉法人等及びアドバイザーは、B 事業において知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。社会福祉法人等がサポートセンターの運営を受託しなくなった後及びアドバイザーが職を退いた後も、また同様とする。

- 2 生活支援サポーターは、B 事業の活動により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。生活支援サポーターを退いた後も、また同様とする。

（その他）

第 19 条 この告示に定めるもののほか、B 事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第5条、第6条、第8条関係）

訪問型サービスの内容	利用者	利用者負担額
ごみ出し	居宅要支援被保険者等のうち、指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要であると認められた者	なし
買い物		1回あたり200円
掃除、洗濯		
調理		
外出先でのお手伝い		
傾聴・コミュニケーション・散歩 （週に2回まで）	居宅要支援被保険者等及び居宅要介護被保険者	なし
電球の取替		1回あたり200円
衣服の衣替え・季節の準備		
衣服等の修繕		
ペットの世話（えさの買い物等）		
代読		
薬の受取		
小掃除（玄関掃除、1階の窓ふき等）		
エアコン掃除（フィルター掃除）		1回あたり500円
草むしり・庭掃除		

様式第 1 号（第 1 4 条関係）

（表）

時津町生活支援サポーター登録申請書

年 月 日

時津町長 様

時津町訪問型サービス B 事業実施要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。つきましては、同要綱を遵守するとともに、この申請書に記載されている情報が利用者に提供されることに同意します。

ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日	
	印				
住 所	〒 ー 時津町			自宅	
				携帯	
緊急 連絡先	氏名		続柄		
	住所		電話		
活動内容	活動できる内容の左欄に○印を付けてください。				
		ごみ出し			
		買い物			
		掃除			
		洗濯			
		調理			
		外出先でのお手伝い			
		傾聴・コミュニケーション・散歩（週に 2 回まで）			
		電球の取替			
		衣服の衣替え・季節の準備			
		衣服等の修繕			
		ペットの世話（えさの買い物等）			
		代読			
		薬の受取			
		小掃除（玄関掃除、1 階の窓ふき等）			
		エアコン掃除（フィルター掃除）			
	草むしり・庭掃除				

(裏)

活動可能な時間帯	活動できる時間帯を記入してください。					
		月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
	午	時 分 ～	時 分 ～	時 分 ～	時 分 ～	時 分 ～
	前	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	午	時 分 ～	時 分 ～	時 分 ～	時 分 ～	時 分 ～
	後	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
特記事項						
備 考						

※写真（縦3 cm×横2.4 cm）を2枚添付してください。

※別紙の誓約書を添付してください。

様式第2号（第14条関係）

表

時津町生活支援サポーター登録証	
写真 縦3cm×横2.4cm	登録番号 第 号
	氏 名
上記の者は、時津町生活支援サポーターとして登録済であることを証明します。	
登 録 日	年 月 日
時津町長	
印	

裏

1. 本証は、時津町訪問型サービスB事業の活動を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本証を亡失したときは、直ちに町長に届けなければならない。
4. 生活支援サポーターの活動においては、登録時に提出している誓約書の内容を遵守しなければならない。

様式第 3 号（第 1 4 条関係）

時津町生活支援サポーター登録却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

時津町長

年 月 日付けで申請のあった、時津町生活支援サポーター登録について、時津町訪問型サービス B 事業実施要綱第 1 4 条第 3 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決定内容
登録申請を却下します。
理 由

様式第 4 号（第 1 5 条関係）

時津町生活支援サポーター登録抹消届出書

年 月 日

時津町長 様

時津町生活支援サポーターの登録を抹消したいので、時津町訪問型サービス B 事業実施要綱第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、登録証を付して届け出ます。

なお、活動により知り得た個人情報については、登録抹消後においても、他に漏らさないことを誓約します。

ふりがな	
氏 名	
住 所	
電話番号	
登録番号	第 号
理 由 ※差し支えがなければご記入をお願いします。	